平成２６年（フ）第１３５号
鹿児島県鹿児島市山之口町７番30号　サンシャインビル402号
債務者　新屋　信市
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第１９１号
鹿児島県鹿児島市荒田１丁目30番６号　川崎植木ビル302号
債務者　西帯野順子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月８日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２６年（フ）第６１号
福島県郡山市片平町字新蟻塚134番地の３　サトウハイツ202号、前住所福島県大沼郡会津美里町字高田甲2725番地11
債務者　林　隆一郎
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月９日まで　福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２６年（フ）第７３号
富山市西荒屋285番地３　刑務所官舎２棟302号
債務者　伊林　達郎
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで　富山地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２３７号
北九州市門司区谷町１丁目10番18号
債務者　松浦　雪絵
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３１１号
北九州市若松区高須南３丁目２番10―401号
債務者　緒方　義博
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３１２号
北九州市若松区高須南３丁目２番10―401号
債務者　緒方　尚子
1　決定年月日時　平成26年７月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第３２４号
北九州市八幡東区帆柱１丁目８番11号
債務者　新郷あゆみ
1　決定年月日時　平成26年７月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２６年（フ）第８４３号
愛知県尾張旭市根の鼻町２丁目１番地２　メゾン東栄Ａ―405、従前の住所愛知県瀬戸市苗場町48番地の２　スペリア瀬戸510
債務者　岩永　裕之
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第８８９号
愛知県知多郡美浜町大字布土字上村15番地２
債務者　都筑喜代美
1　決定年月日時　平成26年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第９２号
広島県福山市山手町６丁目33番４―202号
債務者　フジホームこと　藤谷　義光
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第９５号
広島県福山市新涯町６丁目５番15号　サンハイムＣ102
債務者　森本　　誠
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１００号
広島県福山市新市町大字新市991番地５
債務者　籠田　玲子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１０７号
広島県福山市加茂町大字下加茂761番地１
債務者　石川美代子
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１０８号
広島県福山市春日町３丁目８番39号　レオパレスクレ―ル201
債務者　石川　和孝
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１１２号
広島県府中市中須町1665番地１　ペルル１―101号、住民票上の住所広島県尾道市栗原西１丁目２番６号
債務者　岡本　要介
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第１３４号
広島県福山市引野町南１丁目32番６―104号　県住
債務者　小島　雅美
1　決定年月日時　平成26年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月15日まで　広島地方裁判所福山支部再生・破産係